

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会 サロン活動助成金交付要領

1 趣 旨

この要領は、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会に登録するサロン活動団体に対し、だれもが安心して暮らせる地域づくりを目的に行われる交流事業等に要する経費に対して、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、共同募金配分金を活用し、予算の範囲内において助成金を交付するために必要な事項を定める。

なお、助成金の交付に関しては、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 助成金の交付対象

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会 サロン登録団体かつ、別に定める助成対象の要件を満たし、共同募金活動に協力をするサロン

3 交付内容

サロン活動活性化のための経費

（地域住民や他団体を巻き込み、世代間交流、コミュニティの再構築、専門職や地域住民とのネットワーク、見守り、つながりづくり、社会参加の視点がはいつていること）

4 交付金額

交付内容及限度額は、別表のとおりとする。

5 助成金交付申請の審査

助成金の交付申請書は、要綱第4条の規定に基づき審査する。

6 助成金交付事業の報告

助成金の交付を受けたものは、要綱第8条に基づく決算報告を行なうほか、助成金の費途について市民に明らかにしなければならない。

7 助成金の交付にかかる様式

助成金の交付にかかる申請書等の様式は、要綱の規定に定めるもののほか、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

（1）申請するときに添付する書類

事業計画書

申請者の概要書については、登録用紙にて代用する。

（2）報告するときに添付する書類

事業概況書

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

交付限度額

対象団体の活動頻度	交付限度額
月1回程度以上週1回未満 年間10回以上	1万円
週1回程度以上 年間40回以上	2万円

ただし、台風や大雪・感染症対策として、参加者の身に危険が考えられ中止された場合は、実施回数に含まれます。